

令和7年 第5回 安芸太田町議会定例会会議録

令和7年9月9日

招集年月日	令和7年9月5日						
招集の場所	安芸太田町議会議事堂						
開閉会日 及び宣告	開 会	令和7年9月5日 午前10時30分				議 長	中本 正廣
	閉 会					議 長	
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △公 公務欠席	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別	
	1	笠 井 清 孝	○	7	影 井 伊久美	○	
	2	田 島 清	○	8	大 江 昭 典	○	
	3	宮 本 千 春	○	9	小 島 俊 二	○	
	4	大 江 厚 子	○	10	津 田 宏	○	
	5	末 田 健 治	○	11	中 本 正 廣	○	
	6	佐々木 道 則	○				
会議録署名議員	7番	影 井 伊久美		4番	大 江 昭 典		
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長	河 野 茂		書 記	佐々木 裕子		
地方自治法第121 条により説明のため 出席した者の職氏名	町 長	橋 本 博 明		教 育 長	大 野 正 人		
	副 町 長	木 村 富 美		病院事業管理者	平 林 直 樹		
	参 事	宇 田 康 弘		道の駅推進チーム 担当課長	瀬 川 善 博		
	参 事	下 村 佳 世		教 育 次 長	長 尾 航 治		
	会 計 管 理 者 兼 総 務 課 長	二 見 重 幸		教 育 課 長	清 水 裕 之		
	総 務 課 主 幹	郷 田 亮		安芸太田病院 事務長	正 岡 剛		
	加 計 支 所 長	児 玉 裕 子		—	—		
	筒 賀 支 所 長	山 本 博 子		—	—		
	企画 DX 課長	能 宗 良 明		—	—		
	税務住民課長	沖 野 貴 宣		—	—		
	地域協働課長	上 手 佳 也		—	—		
	産業観光課長	菅 田 裕 二		—	—		
	建 設 課 長	武 田 雄 二		—	—		
	健康福祉課長	伊 賀 真 一		—	—		
	衛生対策室長	森 脇 泰		—	—		
会議に付した事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

会議に付した事件

令和7年9月9日

	一般質問
--	------

令和7年第5回定例会
(令和7年9月9日)
(開会 午前10時00分)

○中本正廣議長

おはようございます。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめ御手元に配付したとおりです。

日程第1. 一般質問

○中本正廣議長

日程第1、一般質問を行います。昨日に引き続き一般質問を続けます。通告に従って順次発言を許します。4番大江厚子議員。

○大江厚子議員

おはようございます。4番。おはようございます。4番大江厚子です。どうぞよろしくお願いいたします。今回は3項目について一般質問してまいります。一つは、町立病院における看護師不足について。二つ目は、女性差別、外国人差別問題について。三つ目は、本年の安芸太田町戦没者追悼平和祈念式典での町長の式辞について伺います。一問一答方式で質問してまいります。まず1番、町立病院における看護師不足について伺います。6月定例議会では、私は、訪問介護事業を担うヘルパー職員の不足について伺いました。その後行政として何らかの取組をなされていることと思います。今回は看護師不足について質問していきます。あるテレビ番組で看護師が足りないというシリーズを放映していました。地域密着型の中規模の病院で看護師が大量退職した病院です。残った看護師が介護に看護に奮闘する姿や、この春仕事の苛酷さなどから、全国の看護師たちが一斉にストライキに立ったこと、また国が定めた診療報酬に左右される病院の実態に迫った内容でした。また、日本医療労働組合連合会、いわゆる医労連の調査では、今年4月の看護職員の新規採用で約4割の医療機関で、募集定員を満たなかった。また、昨年1年間で退職者が採用者数を上回った施設が6割に上るなど、医療機関の深刻な人手不足の実態が、明らかになったとの報告がありました。質問に入ります。まず、安芸太田病院及び戸河内診療所における看護師の充足状況について伺います。どのような状況でしょうか。

○中本正廣議長

平林病院管理者。

○平林直樹病院事業管理者

はい。ただいま大江議員の質問にありましたように、全国の病院ではやはり、看護師不足というのは深刻な問題になっております。実際安芸太田病院、戸河内は外来ですので、医療法上の配置としては1人いればいいのかなというふうに思っておりますので、そこは充足しております。安芸太田病院で看護師の基準配置、医療法上の基準、人数があります。ですが、大概の病院はですねそれ以外に、診療報酬上の入院基本料とか加算取得のために必要な看護師数というのを、求めておりまして、その数が満たなければですね病院経営はできませんので、毎年のように保健所あるいは厚生局から監査に来られますので、そのときに、勤務表の実績と照らし合わせて、満たしてなければ、返金ということになりますので、現時点ではですね、今大江議員の質問に対する答えとしては、不足はしてないということになるんですが、実際、今月、ちょっと先ほど、今月の勤務実態をちょっと調べてみました。看護師さんは大体1か月に155間を平均の勤務時間としております。そして9月は2階病棟がちょっとコロナの感染があった

り、あるいは看護師さんがコロナに感染したり、それ以外の病休があったり、あるいは、長期の研修に出たりということで少し2階病棟が苦しい状況にありますので、3階から看護師を4名、常時ではないですけど、派遣しております。それでその状況で3階はどうかということですが、3階はそれでもですね、現時点で約3人分の426時間と先ほどちょっと聞いてきたんですが、約3人分の勤務時間の余剰があります。ですので、安芸太田病院については、今は看護師不足は、計算上は発生していないということになります。また仮に看護師不足が発生したらどうなるかということになるんですが、まずは加算を落とすということをします。そうすると、必要人数が減りますので、何とか回っていきます。それでも回らないぐらい看護師が不足してしまいますと、病床規模を今の例えば45人から40人に変えるとかですね、35人に減らしていくとか、そのようなことをしますので、今現状でいいですよと、入院が必要な人が入院ができないという状況は発生しておりませんので、そういう意味からしても、看護師不足は安芸太田病院では現状はないというふうに自覚しております。

○中本正廣議長

大江厚子議員。

○大江厚子議員

はい、看護師不足は今の状況ではないという御返答でしたが、実際、看護師ほかの医療従事者もですけど、実感としての忙しさというのはどうなんでしょうか。

○中本正廣議長

平林病院管理者。

○平林直樹病院事業管理者

はい、一昨年のことになりますが、認知症治療病棟、安芸太田病院三つの病棟を持っておりました。その三つの病棟のうちの一つ認知症治療病棟というのを、二年前に廃止しました。そのときに、一般企業あるいは民間病院ですと、スリム化をしていくわけなんですけど、安芸太田病院はスリム化をしておりません。ですので、一病棟にいた看護師さんをほかの二つの病棟に配置しました。それは手厚い看護につながれば、私どもはそれでもいいかなというふうに思っておりましたが、実はそれ、その辺に伴って起こったこととしては、病休をあるいは休暇をとっても、ほかの人で補充しなくても十分な看護体制がとれるということが分かってしまったというか、明らかになったので、少し緩やかな働き方をする方が増えてきたということは、現実問題起こっております。そして、さらに当直をなかなかしていただけない人、あるいは、病院では、今電子カルテを導入しておりますが、電子カルテを使わないという看護師さんもおられて、なかなか紙運用のままずっときてるということが起こっております。少し人数は、余剰なんだけど、働き方がうまくマッチしない人が、何人かおられて、その方たちに対しては、昨年度末に、本来の働き方に戻してください、本来の看護師さんに求められてる業務を行ってくださいということをお願いし、実は昨年度末にかなり退職がありました。それでもなおかつ現状では、看護師不足は発生してないんですが、そのときの働き方から比べると、今、少しあの時よりは忙しいという感覚が皆さんにおありなのかなというふうに思っております。あるいは、外来は、皆さん病院というのは午前中が大体外来です、公立病院。午後は開けてるところはそんなにないです。外来の看護師さんは午後は、そんなにやることがない。その看護師さんを実は病棟で少し仕事をしてくださいというふうなことをお願いしております、今。ですので、私は本当は午前中も午後もずっと、外来にいたいのに、午後病棟で仕事をさせられてると感じている人がひょっとしたらいるのかなと。そういう意味で言いますと、今までよりも少し忙しくなってる看護師さんは増えてる。それは苦情としては今のところ聞こえてきてませんけれども、ひょっとすると、地域の中にはそのようなことを感じておられる方もおられるのかなというふうには感じております。以上です。

○中本正廣議長

大江厚子議員。

○大江厚子議員

はい。感覚としてはそれほど、忙しいという状況ではないというお答えでしたが、では、時間外労働についてはどのような状況でしょうか。

○中本正廣議長

はい。平林病院管理者。

○平林直樹病院事業管理者

失礼しました。えーとですね、時間外ちょっとすいません、今把握しておりませんが、10時間前後だったと思います。看護師さんの時間外労働は、20時間に達している人はいないと思います。ですので30時間で、労基のちょっと指導を受ける、あるいは45時間を超えて何とかしろという改善命令を受ける、そのような方は、看護師にはいないと思います。以上でございます。

○中本正廣議長

大江厚子議員。

○大江厚子議員

では実感としても、具体的、時間外労働としてもそれほどではないというお答えと受けました。全国的には、先ほどの医労連の調査でも多くの看護師が肉体的精神的に限界に近い状態で働いており、離職理由の約6割は業務負担の大きさであり、8割以上が人員不足により十分な介護ができていないと感じていると報告されています。本来の介護をしたい、本来の在り方で仕事をしたいと思う看護師もたくさんおられると思いますが、それが多忙なゆえに、あるいはほかの業務に時間をとられてできないという、悩みもね、現場では本当はあるんじゃないかというふうに思いますが、そのような声は聞いておられませんか。

○中本正廣議長

平林病院管理者。

○平林直樹病院事業管理者

私は前職は高度急性期の安佐市民病院でおりましたので、そのときの看護師さんの働き方というのは、つぶさにかつ同朋としてずっと一緒に働いてきたわけですから、そのときの感じで、今から5年前に安芸太田病院に来たときに感じた印象は、随分のんびりした病院だなというふうに感じました。ただ、高齢者が非常に多いのは事実です。安佐市民病院の平均は、大体今80前後になっていると思いますけど安芸太田病院はそれよりも少しまだ高齢者が多いと思います。そして、実は看護ではなくて介護が必要な方が非常に多いというふうに思っております。食事介助あるいは排泄介助、そのような方は、もちろん看護業務ですけど、介護士さんにやっていただいてもいいところかもしれません。それで病院にはそういう事を行うために看護補助者という、看護師さんの仕事を少し負担してくれるあるいは介護、介護福祉士の方も、そこに入っておられます。それで私どもが今考えておりますのは、3階病棟という療養病棟は実は看護の要素も大きいんですけど介護の要素が非常に大きい方がおられます。そこには今後は看護師さんを雇用するのではなくて、介護士さんの雇用を増やしていこうというふうに今考えております。実際今3階病棟は、看護師さんが加算を取るために、介護士さんの9人ぐらいいたらいいんですけど、今介護士さんはそこは大体6人ぐらいしかいません。介護士がちょっと足りてないんですね。しかしながら、看護師さんが多いので、看護師さんがみなしでそこを補うことができます。みなし分を減らしてもまだ看護師さんが、3階病棟はかなり多いんです。みなしを減らしてよそにヘルプ行ってもまだ療養病棟は看護師さんが多いんです。ですけど、看護師さんが介護士さんが少ない分、私どもはそこに、看護師さんが本来看護をやって

もらうために介護士さんを増やしていこうというふうな計画にはしております。以上です。

○中本正廣議長

大江厚子議員。

○大江厚子議員

はい。私も確かに現場で高齢者が多い、それから認知症の方が多い、それゆえに、転倒予防とか、いろいろな食事介助とか、そういうことに手が取られるとかナースコールが頻繁にあるとか、そういうことで本来の仕事ができないとか、本来の仕事をしようと思ってもそこに時間が割けないという現状があるかなというふうに思っています。今介護職の方を、介護職の方を増やしていくということもそういう手だてもできるんだなというふうに思いました。今、看護師が少なくなったらこういうふうな影響が出てくるということも言っていました。今後、新規採用者あるいは中途採用者、それに対して、どのような対策をとっておられるのか、今までのようにずっと希望すればそれだけの人が応募してくるというふうには限らないと思う中で、どういうふうな対策をとられるのかということと、中途退職者がどれくらいおられるのかということをお聞きした上で、それに対してどのような手だてをされるのか、その2点をお願いいたします。

○中本正廣議長

平林病院管理者。

○平林直樹病院事業管理者

はい。今後の取組というか、人員確保計画はどうなってるのかということと、それから、中途退、すいません中途退職は、はっきりしたデータは持ってないんですけども、またあと、お話しします。今後については、まず安芸太田病院に看護師として働きたいという、安芸太田病院の目玉が必要だなというふうには実は思っております。これはもう何年も前から看護部にそれを投げてはおりますがいまだに回答が来ないんですが、病院としては方針を出しておりますそれに対応する部署は本年度にもう設置しました。ですのであとは看護師さんたちがそこに目標を持って働いてもらえるような、一応環境はつくりましたので、モチベーションがある人は、何人かいると思いますので、そこは今から広がってきて、何年か後にはそこが核になってくるというふうには、思っております。それ以外に、病院の中もDX化がなかなか進んでない介護施設に比べるとDX化がなかなか進んでないところですが、今年度は、患者さんのベッドに眠りスキャンという、介護施設には結構入ってるところですけども動き出したら、それがもう分かる。夜間の看護師さんはそれで、病態を勘案しながら、どのような動き方をしたらいいかというのが、ですので今までのように、実際に転落してから分かるとか、いうことは減ってくると思います。そのようなことは、今年度もベッド10数台入れることにしておりますので、少しずつ進めて、看護師さんの業務をDX化で少し減らしていくとか業務改善をしていこうということは考えております。その中で新たについていこうとしますと、奨学金制度は、今までどおり実は続けさせていただこうと思っております。実際来年度は2人、もう入ることが分かっております。それで、今までの、退職者ちょっと今日調べてなかったんですけども、実は令和5年度に正規職員としては看護師さん5人雇っております。それから平成6年度は4人雇っております。それから平成7年度今年度は、今のところ4人、正規の職員を雇っております。その中にはもちろん、先ほど申し上げました、奨学金で、奨学金のためにというか、返済というか、義務年限のために、うちに来ていただくという方も2人とか1人とかありますが、それ以外に中途で採用してる方もおられます。今後ですが、病院が今の規模をずーっと維持していくかどうかということが今在り方検討委員会の中で決めようとしております。そうすると、看護師の年齢構成から見て、何人ぐらい将来的に必要なってくるのかというのをよくよく考えながら採用していかないといけないかなと思っておりますので、いましばらく在り方検討委

員会のほうでの結論を待とうかなと思っておりますが、少なくとも来年度は奨学金が2人はもう確定しております。以上でございます。

○中本正廣議長

大江厚子議員。

○大江厚子議員

はい。新規採用については了解いたしました。もう一つ、お伺いしたいのが、看護師は心身とともに結構ハードな仕事なので、荷重があると思うんですが特にメンタルの面については、命を扱う部署ですので、かなりのプレッシャーがあると思うんですね。その中で、よりよい職場環境をつくっていくっていうのも本当に大事なことだと思っています。心理的安全性という概念が今注目されているというふうに読みました。何かミスをした、そのために罰せられたり評価を下げられたりしない、あるいは率直な意見や異質な意見が受入れられるような環境です。看護になぞらえるならば、厳しい労働環境が続く中でも、仲間とともに職場に踏みとどまり、知恵と意見を出し合いながら、あるいは要望や改善すべき点はきちんと主張して、よりよい看護の実現を目指せる職場こそが心理的安全性の保たれた職場だと思います。このような環境づくりを日常的に目指すことも必要ではないかというふうに思っています。話は変わりますが、2026年度、来年度診療報酬改定が行われます。各医療機関関係者が厚労省に対し要望を出している時期だというふうに思います。各医療従事者の賃金アップや物価高騰に見合う評価を、改定に盛り込むべきと私は考えています。国保新聞によると、全国町村会は8月4日に、8年度政府予算編成及び施策に関する要望を各関係府庁に提出。自治体病院の経営安定化に関連し、物価や賃上げなど経済社会情勢に応じた診療報酬の中間改定の創設を、だから診療と収入と間の年ですよね、の創設を提案。また、8年度診療報酬改定の大幅な引上げ、緊急的財政支援、地方交付税措置の拡充などを要望しています。これは全国自治体病院協議会も同じような要望を8月に出しておられます。自治体病院の存続には、医療従事者を安定的に、また安全に確保することが安全に仕事をしていただくことが不可欠です。そのためにも、国は、病院の継続的運営に向けてさらなる財政的支援を講じるべきだと考えています。あわせて地域住民自身も、私たち自身も病院の現状を正しく認識理解しておくことが重要です。最後に、地域住民、行政、国に対して伝えるべきことがありましたらお伝えください。

○中本正廣議長

平林病院管理者。

○平林直樹病院事業管理者

はい。なかなか難しい質問、ありがとうございます。最初に言われました心理的安全性、グーグルの研究から出てきた言葉だと理解しております。その上で昨日の大江昭典議員の質問にもありましたが人材育成のところにつながるんですが、今まで看護部のマネジメントをする層が育ってなかったということは、心理的安全性も担保されてない可能性もあったということです。なので、副看護部長と副院長を外部から雇用して、そこについての対策をするように、今年の2月から、副院長については今年の4月からになります。対応するというのとそれからマネジメント層をしっかりと育成するというので、昨日も言わせていただきましたけども、看護協会が行っております看護師の管理者研修のセカンドレベル今までファーストレベルしか行ってなかったんですが実は大きな病院の看護部長しようと思うとサードレベルまでいかないと駄目って言われてます。少なくとも、安芸太田病院レベルだとセカンドはやっぱり受けておかないと駄目かなとずっと思っておりましたが今まで、そのような働き方はできてなかったので、今年度から、安芸太田病院として初めてですが、そのような試みをさせていただいてます。それが少しずつ広がれば、心理的安全性というのも担保されていくのかなというふうには考えております。あと、保険診療ですので、これは二つ考え方あると思います。保険診療とそれから

政策医療というところで、政策医療のほうには補助金を頂いております。保険診療のほうには、自分たちの努力でしっかり稼ぐということになろうかと思います。そして安芸太田病院はやはり政策医療をどうしても必要なところだと思っております。へき地医療とそれから救急医療、ここについては、補助金を入れてもらってるんじゃないくてそこは実はもう、補助金事業と認めていただいたほうがいいのではないかと私自身は思っておりますが、そこは幾ら言っても詮ないことですので、今の診療報酬は、昨年、更新改定していただいたのは、医科に関しては、医科歯科薬科とあります医科に関しては0.55%だったと思います。アップが。今どれだけアップしてるか、世の中の人件費にしても最低賃金にしても物価にしても、もうそんな段じゃない。それを今年もその診療報酬でやれって言われてますので、実際病院としてはかなり厳しいのは事実です。ですがその中で、できることは何なのかというと、やはり先ほど、看護師不足ではないかと言われましたけどやはり、きちんとルールを守ってその中で仕事をしていただく人はちゃんと確保しますけど、そうじゃない、ある意味少し勝手な働き方をしていただく方には、病院から退場していただかないと人件費という意味では厳しくなってくるのかなというふうに思っておりますし、フルになるべく、勤務時間はフルに働いていただくというようなことをお願いしながら、診療報酬の来年度の改定を待ちたいというふうなところが、ですので今年度またかなり厳しいんですが、来年度はもう少し明るくなるかなというふうには期待しております。以上です。

○中本正廣議長

大江厚子議員。

○大江厚子議員

はい。体制を整えると同時に、やはり現場で働く医療従事者の心身の健康、それから、やりがいとか、そこも含めて、人はいろいろありますので特性が、そこも含めて対応していただきたいというふうに対応すべきだというふうに思っています。次に、女性差別、外国人差別問題について入ります。昨年12月定例議会においても、差別問題について質問しました。今回は女性差別、外国人差別に絞って質問してまいります。まず、女性差別について。地域職場教育現場などの日常生活における場面において、そして戦争下においては最も深刻かつ悲惨な形で女性差別、性暴力が発生しています。これらは決して看過できない重要な問題であり、行政も議会も、極めて真摯に取り組むべき課題だと考えます。具体的にどのような差別事象が存在するのか伺います。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい。女性差別について実態ということで御質問頂きました。女性に関する差別事象の社会一般的なものとして言われておりますのが、職場での待遇格差を感じる、また審議会や委員会の女性委員の割合が低いことから、政策や方針決定に女性の声が反映されにくいこと、また、性暴力、セクハラ、マタハラ、パワハラなどの被害を受けることなどが挙げられております。本町の状況でございますが、平成28年度に人権問題に関するアンケート調査を実施しております。こちらのほうでセクハラ被害にあったことがある人が、こちら1.7%、DV被害にあったことがある人が4.2%という状況でございました。また男女の固定的なすね性別役割意識、こちらにも潜在しておりまして、家事・育児・介護の負担が女性に偏る傾向は根強く残っていることや、社会全体においてどちらかというと男性が優遇されていると感じている人の割合が高い傾向にありました。なお人権問題全般に関する被害の相談窓口を役場窓口に設けておりますが、実際に被害にあった方の相談を受けたことはございません。以上です。

○中本正廣議長

大江厚子議員。

○大江厚子議員

はい。そのような実態があるということです。重複しますが私からも幾つか述べさせていただきます。例えば女性が地方を去る理由は単に仕事がないだけではなく、多くが結婚や出産の圧をかけられる。女性の役割を押しつけられるなど、地方で生きることへの息苦しさを感じ、そこから逃げようと必死にもがいているという新聞報道もありました。これを裏づけるように、広島県環境県民局、わたらしい生き方応援課が昨年3月発行した冊子、この1階のロビーにありましたが、広島県内に根強く残るジェンダーバイアスに関するデータとして、夫は外で働き、妻は家庭を守るべきと考える人の割合は、広島県男性が31.5%、女性が19.5%で、男性は女性の約1.6倍に上ります。またこれは全国平均よりもかなり高い割合です。さらに、男の子は男らしく、女の子は女らしく育てたほうがいいと考える人は男性50.5%、女性29.0%で、コメントには、性別による思い込みや決めつけが子育てを通して刷り込まれている可能性があるとなりました。また賃金格差のことも言われましたが、厚労省が3月に発表した昨年度の賃金構造基本統計調査によれば、男性の賃金を100とした場合、女性の賃金水準は75.8にとどまっています。これは将来の年金格差にも直結し、女性の今も問題になっていますが女性の老後の貧困リスクを高める要因となっています。また、家事や育児を無償で女性が担っている現実もあります。教育現場においても、性別による無意識の思い込み、アンコンシャスバイアスが見られます。新聞記事では、学校生活に刷り込まれる男女の役割で、女子だから留学しなくていい、男の子だから重い荷物を持つといった発言が紹介されていました。調査によれば、女子生徒はしなくていいと言われる経験が多く、男子生徒はやらされた経験が多いとされ、その多くが親や祖父母、教員からのものでした。また若い世代の心の健康メンタルヘルスが悪化していることも深刻です。特に女性は中学校の頃から抑うつ傾向が強まり、年齢を重ねるにつれて、男性との差が拡大するとの調査結果も発表されています。要因は明確ではありませんが、性ホルモンの影響に加え、社会的に女性らしい振る舞いや外見を強く求められること、さらに、性暴力被害の多さが大きく関わっていると考えられます。セクシュアルハラスメント、痴漢行為、性暴力、殺人まで種類や程度の差はあれ、多くの女性が直面している性差別の現実です。自然災害時の避難所においてさえ、性暴力が発生しています。沖縄の米軍による性暴力もあります。そして、その最たる例は、戦争時に必ず起きる性暴力です。旧日本軍による戦地での性暴力、軍隊慰安婦制度の設置、さらには占領地での報復を避けるため、自国女性を敵国兵士に差し出す行為など、権力者が遂行した戦争で女性が犠牲を強いられる女性差別の極地と言えます。このように、今の社会には依然として男性が支配する家父長制に基づく女性差別が根強く残っています。質問に入ります。行政及び教育現場において、現在どのような施策が講じられているのか伺います。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい。女性差別に対する行政の取組という御質問でございます。町のほうでは人権啓発推進プラン、また、男女共同参画基本計画に基づいて各取組を進めております。女性の就業機会の拡大と男女がともに働きやすい就業環境の実現のためにですね、子育て支援を充実させることでありますとか、町の施策方針の立案及び決定過程への男女共同参画を進めるために、審議会委員等への女性を積極的に登用するなど、そういった取組も行っております。そのほかにもハラスメントをテーマにした人権啓発セミナーを開催したり、広報誌に女性の人権をテーマにした記事を掲載するなど、女性の人権問題に対する社会全体の認識が深まるような啓発を行っております。以上です。

○中本正廣議長
大江厚子議員。

○大江厚子議員

人権セミナーやいわゆる制度として取り組むことは、もちろん大切ですが、それ以上に私たちの意識の中に深く根づいている差別ということに目を向けるべきではないかと思っています。家父長的価値観や女性差別、性的マイノリティー差別が男性はもとより、私たち女性の女性自身の内面にも根づいている現実をどのように変えていくのか。男性はもちろん女性も男性中心の社会への違和感、日常覚える違和感を率直に声に出していくことが重要であると考えます。また出産育児家事といった、主に女性が担わされている、本来、人が生きていく上で不可欠な活動の価値が軽視されている現状をどう改善していくのか。育児や介護、家事に対する公的支援の拡充も不可欠であると思います。また、不安定雇用や低賃金など男女差別的な労働条件の改正についても要請、国や企業に要請していくべきと考えます。女性に対する犯罪がこれほど多発している現実をどのように政治、政策課題として位置づけ、具体的に対応していくのかが問われています。先日新聞報道でも大きく取上げられましたが、女性がストーカー行為の後に殺害された事件がありました。新聞記事には、その後、SNSには、怖ければ階段を使えといった暴言や女性差別の投稿が目立つ。命を守ろうとすると差別的な言動にさらされるとありました。こうした具体的な事例から差別を許さない人権セミナーを持つことはできませんでしょうか。また、学校での問題も深刻です。子どもたちがその犠牲になっています。先日の新聞報道では、わいせつ教員後を絶たずとして、2017年から24年まで市教委が広島市教委が、わいせつ行為やセクハラ行為で懲戒免職した件数は7件あり、そのうち6件が、男性教員から少女への行為でした。市教委はこれ以外も、そして県教委も処分を行っており、被害は相当数にあげられています。教育は本来、差別は許さないと教える場です。しかし、今起きていることは、無防備なまま、自分に何が起きているか理解できないままに少女の心身が教師によって傷つけ、尊厳を侵されています。このような状況をどう捉えますか。どのように取り組んでいきますか。以上。お伺いします。

○中本正廣議長
大野教育長。

○大野正人教育長

はい。えーとですねまずその教師による性暴力ということなんですけれども、昨日もお答えしましたがですね非常にやはり、県内、県外問わずですね教師による性暴力ということが社会的な問題となっております。そのことについて大変深刻に受け止めておりますし、本当に子どもたちは怖い思いをしてるんだろうなというようなことを切に感じております。そのようなことをですね、昨日も話しましたがけれども、しっかりとですね研修を深めながらですね、取り組んでいっているところでございます。それから、子どもたちのですね声に耳を傾けながらですね、どの辺のところが苦しいのかというようなところでですね配慮しながらやっているところでございます。私現場におるときにですね、このような話を聞いたことがあります。これは男子生徒の話なんですけれども、中学校の現場の話なんです、更衣室の問題でございます。どういうことかと言いますと、その学校はですね更衣の際にですね女子の更衣室はあるんですね。ところが男子の更衣室はないんです。男子もですねやはりその外で着替える、いわゆる教室で着替えておるんですけれどもいつでも出入りができるようなところで着替えることに対して非常に恐怖を覚えているということがありました。ですから、その辺のところですね、男性、女性という、性のこともあるんですけれどもですね、等しく人間としてですねやはりその性について考えるということも非常に大切な問題ではないかなというふうに思います。議員御指摘のとおりやっぱりジェンダーバイアスというのが非常に強いと思いますので、学校として取り組

んでいくことを真摯に取り組んでいってまいりたいと思います。以上でございます。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい。今後の取組についてということだと思います。これまでもプランでありますとかそういった計画に基づいて取り組んでいるところではございますが、これまでの取組というものをしっかり評価しましてですね、先ほど御指摘のありましたいろいろな問題がまだ課題が残っておりますので、こちらのほうは町全体の中でですねいろいろな部署が話し合ってた今後の進め方を協議していく必要があると思いますので、その辺りをしっかり検討して今後の啓発に取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。

○中本正廣議長

大江厚子議員。

○大江厚子議員

私は、私の考えですが、女性議員の増加や企業での役職登用だけが女性差別撤廃の手法だとは考えていません。確かに重要な取組ですが、それだけを目指すのではなく、差別されている人々とともに、現代社会に根強く存在する格差や階層構造そのものをなくしていくことこそがジェンダー問題の解決につながる道だと思います。性差別や性被害を勇気を持って告発し、尊厳を取り戻そうとしている人々、そしてその人々に連帯する人々の中にこそ、私はジェンダー差別撤廃の希望を見いだします。続けて外国人差別排外主義について伺います。根拠のない言説やフェイク情報をもとにした外国人排除、差別が社会の中に拡散しつつあります。これは、地域社会の信頼と共生を根底から揺るがす大変深刻かつ憂慮すべき事態です。本町においても様々な形で外国人が居住しています。この問題を他市町のことととらえず、住民議会行政がともに考えていくべき問題だと思っています。具体的にどのような差別事象が存在するのか伺います。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい。外国人差別の現状ということでございます。我が国と諸外国との交流は拡大傾向にございまして本町でも海外からの旅行者、また居住される方も年々増加をしております。そうした中で言語、宗教、文化、習慣等の違いから、外国人をめぐっては様々な人権問題が発生していると言われております。法務省の調査によりますと、例えば外国人であることを理由にアパートへの入居を拒否されたりとかですね、サービスの提供を拒否されたりする事案のほか、外国人が地域社会にですね溶け込めずに、職場や地域で孤立してしまうケースもあるというふうにも報告をされております。また街頭で行われたデモにおいてですね特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動が公然と行われることがヘイトスピーチということで、大きな社会問題となって、ヘイトスピーチ解消法、こちらの制定につながったという事案も起きております。なお本町において実際に被害に遭ったという相談は受けておりません。以上です。

○中本正廣議長

大江厚子議員。

○大江厚子議員

はい。そのような差別事象があるというふうに私も思っています。今言われたようにヘイトスピーチですが、今盛んに言われています。外国人が優遇されてるという全く根拠のないデマです。外国人は税金、社会保険料を支払っています。それなのに、選挙権もなく、意見を表明する権利が非常に制限されています。外国人の基本的な人権を保障する基本法すらありません。

生活保護を受けることに関しては、法の準用による保護を行うと国が通知していますが、法的権利としては認められていません。医療、年金、国民健康保険、奨学金制度など、外国人が優遇されているという主張も事実ではありません。優遇とは正反対の現状です。歴史的背景やメディアによる偏った情報提供は自国民優先の考え方や異質なものを排除しようとする態度に影響してきます。このような実態に捉えて、今、安芸太田町ではそういう差別事象はないと言われましたが、現在においてはどのような施策が講じられていますか、伺います。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい。外国人差別、こうしたことへの取組ですね、はい。外国人住民が地域社会の一員として安心して生活できる環境づくりを進めていくためにですね、ホームページを多言語化対応にしたりですか、やさしい日本語をテーマにした、人権啓発セミナーの開催のほか、広報紙などで外国人の文化や生活習慣等を理解、尊重し、お互いの人権に配慮した行動を促すような啓発等を行っております。以上です。

○中本正廣議長

大野教育長。

○大野正人教育長

それでは教育現場についてお話をいたします。教育現場におきましてはですね、人権教育の一つとして、学校教育活動全体を通じて異文化理解を図っております。本町には3名のALTが在籍しており、それぞれが各園所、学校で子どもたちと積極的に関わる機会をつくっております。このことも外国人差別を生まない風土を高めることにつながっていると考えます。また、本町ですね、小学校には現在外国籍を持つ児童が在籍しております。その児童がですね、いち早く日本での生活に慣れることができるよう、町費教職員を活用したスペシャルサポートルームによる日本語指導を計画的に行っているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

大江厚子議員。

○大江厚子議員

はい、そのような施策がとられているということを了解いたしました。私も幾つか具体的な事例を述べさせていただきます。この夏休みに社会福祉協議会が小学生を対象に、また中学生をボランティアに迎え多文化共生イベントを開催されました。インドネシアやベトナムから来ている介護実習生を紹介して、介護の仕事に来てくれるんだよと子どもたちに紹介されておりました。彼女らと子どもたちと彼女らの母国の遊びやおやつづくりを一緒に行い、自然に言葉の壁を越えて楽しく交流できたと、社会福祉協議会では言っておられました。またやっていきたいとのことです。また、加計にはハラールフード、これはイスラム教で食べることが許されている食品や料理ですが、を扱うお店があります。これはこんな小さな町では本当に画期的なことなんです。広島市内でもなかなか見つけることができませんが、私、旗を見つけて思わず入りましたが、店主はインドネシアから来た実習生、イスラム、ムスリムですが、ハラール食材を手に入れるのに困っていたので、うちで取り扱うことにしましたと話していました。本当に僅かな需要ですので、利益につながるとは思えませんがそうやった交流をね、こうやって住民の人々が行っていることは、すごいなというふうに思っています。こうした外国人との具体的な交流や配慮を通じて真の理解が深まっていくことを本当に期待します。さて、町内の小学生の会話において中国人をやゆする会話があったと聞きました。周囲の環境が、このような事態をうんでいます。これは1例にすぎませんが、このような、これに代表されるような排外主義的な風潮が見られる現状をどのようにとらえ、今後どのような施策を講じていくのか、改

めて伺います。

○中本正廣議長

大野教育長。

○大野正人教育長

はい。大変悲しいことであるというふうに受け止めております。やはりですねその辺のところを社会のですね、ひずみだというふうに考えます。そこで、やはり教育の現場といたしましてはですね、それをですね、しっかりと受け止めてですね、学校現場の中で教育をですね、道徳教育、あるいはもちろん人権教育を含めてですね、しっかりと進めていくということが必要であるというふうに考えております。先ほども申しましたけれどもやはり、その辺のところ、教師のほうがですねアンテナを高くしてですね、子どもたちの声をひらいていってですね、やはりおかしいなと思うところがあればその都度しっかり話をしていくということが大切でありますし、必要に応じて保護者との話合いも必要ではないかなというふうに考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

大江厚子議員。

○大江厚子議員

はい。そういう会話に当事者がいたとしたら、本当にこの子の痛みは、かなりのものがあると思います。排外主義の台頭は、外国人、外国人、外国にルーツを持つ人々を深く傷つけ、地域社会を分断し、戦争への地ならしと言える極めて危険なものです。人間は本来、国境を越え、経済的利害を越え、互いに尊重し、ともに生きていく存在です。その社会を実現するために、学校でも地域でも差別を許さない、排外主義を許さないという声を私たちは日常的に強く発し続けなければならないと思っています。最後の質問に入ります。本年の安芸太田町戦没者追悼平和祈念式典での町長の式辞について伺います。戦後 80 年、アメリカによる原爆投下から 80 年となる本年、安芸太田町戦没者追悼平和祈念式典において、町長の式辞には反戦反核の主張は見受けられなかったと私は感じています。去年は戦争のない世界、核兵器のない行動を起こすときですとの言葉がありましたが、今年はそのような言葉はありませんでした。町長はこの式辞に戦争のない世界、核兵器のない世界の実現に向けてどのような考えや思いを込められていたのか伺います。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。改めて町長式辞についての御質問でございました。反戦反核のメッセージが込められたと思えないという御指摘でございました。もしそうであるとすれば、少し表現にやはり問題があったのかなと反省をしてるところでございます。私としては、まさに今年は戦後 80 年の節目ということで、確かに何をこのタイミングで話をするのか悩むところもありましたけれども、むしろその反戦あるいは反核に向けて、改めて先人が取り組んでこられたことについての感謝と、それをしっかり我々としても、世代として受け継いでいかなければならないという思いを述べたつもりでございました。改めて繰り返しになりますが、今の平和と繁栄というのは、戦争で犠牲になられた方、あるいはその御遺族を含めてですね、先人のたゆまぬ努力によって得られたものであるということ、そのことを我々としては、ありがたいと感謝しなければならないと思う反面、実はそうした苦労を経験しないまま、ある意味、この平和のバトンを受け継いで引き継いで、さらにまた次の世代に渡していくということについて少し私個人としては恐れというかですね、感じているところがあります。というのは、この 80 年間、我が国が平和を謳歌できたのはですね、もちろんいろんな環境、日本を取り巻く環境ということもあるかもしれ

ませんが、一方で、被害を受けられた方々が実際にたくさんおられて、理屈抜きで戦争は駄目だと言える方々がたくさんおられたということも、大きなやっぱり役割を果たしていただけたのではないかなというふうに私は感じております。それが80年たって、そういう方々がいなくなっていく。そういう中で、今、今申し上げたようにバトンを受け継がなければいけない我々として、それこそ今もお話があったように、排外主義という話がありました。国政も今さま変わりしているように私も感じております。それを戦後の呪縛を抜け出したという方もおられますけれども、一方で、メッセージの中に入れさせていただきました。災害は忘れた頃にやってくるというのと同じような状況が、今我々を襲ってるんじゃないかなということも、強く感じているところでございまして、そういった意味で、80年たって、戦争の悲惨さや、被爆の実相を実際の体験したこととして語られる方々がいなくなっていく中で、それを我々がやっぱりそうはいっても語り継いでいく必要があるというふうに思っております。とりわけ、広島市の隣にある本町というのはまさに被爆の実相を語り継いでいくという意味で大きな役割、使命があるというふうに思っております、そういった意味で、少し、今回については、被爆の実相を語り継いでおられる若い方々についても話をしていただく機会をつくりましたけれども、改めて本町として何ができるか。残念ながらなかなか大きなことはできませんけれども、それでもやっぱり、一つ一つ積み重ねて取組を続けていく必要があるという思いを私なりにお話をしたつもりでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

大江厚子議員。

○大江厚子議員

はい。戦争の実相を被爆の実相を後世とか次の世代に伝えるという町長ご意思はそのときの式辞の中でよく感じました。しかしその上で、やはり核兵器廃絶っていうのを言葉に出して訴えるべき、訴えることが必要だと思っております。今年、今年ですけど第1回の議会定例会において議会は、核兵器禁止条約の実効性を高めるために、日本政府が主導的役割を果たすことを求める陳情書を採択しました。そのことは覚えておられることと思います。その中で三つを要請し、国にその意見書を提出しました。このように議会としては、核兵器廃絶に関して積極的な行動を行っています。行政の長である町長としても、その辺を配慮して、やはり式辞の中にそういうアピールを入れていくべきではないかというふうに思います。さて、この6月に政府と元自衛官が非核3原則の見直しを提言しました。核ミサイルを搭載したアメリカ原子力潜水艦の日本への寄港、自衛隊機によるアメリカ核兵器の運用も検討すべきとの提言がなされています。被爆80年にして、日本政府はこのような姿勢をとっています。核戦争の危機が危惧されている今だからこそ、核兵器廃絶を自らの強い言葉で訴え、住民の理解と賛同を得ながら、核兵器廃絶と平和の実現に向けて、県内自治体の先頭に立ち、小さな町であっても、全国からも一目置かれるような存在になるべきだと考えています。再度これは最後の質問になりますがいかがでしょうか。決意を述べてください。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。改めての決意ということでございました。非核3原則の見直しというお話ございました。もちろん国政のことでございますので、あまり我々のほうで話ができるわけではないと思いますけれども、広島にある市町村としてやはりそういった方針ってのは本来あり得ないことだと思っております。その上で、我々として何ができるのかということを考えながら取組をしていかなければならないと思っております。昨日県知事のメッセージについて触れる議員さんもおられました。改めて今議員おっしゃったように、地方自治体の長としてはかなり踏み込ん

だ発言をされたように思っております。それだけに、そういう方がですね、おられなくなるというのは大変残念でございますが、我々もその思いを酌み取らせていただきながら、我々の立場で何ができるのかということも考えながらですね、取組をさせていただきたいと思っているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、大江厚子議員。

○大江厚子議員

はい。以上で3題の私の質問を終わります。引き続き、深めていこうと思っています。以上です。

○中本正廣議長

以上で4番大江厚子議員の一般質問を終わります。11時5分まで休憩いたします。

休憩	午前10時58分
再開	午後11時 5分

○中本正廣議長

休憩前に引き続き一般質問を続けます。10番津田宏議員。

○津田宏議員

9月定例会の最後の一般質問となりました。しばらくの間、耳を拝借させていただきたいと思います。質問に入る前にですね、ちょっと一言述べさせていただきたい。実は先日、岸田前総理の国政報告会に参加いたしました。その講演の中で、30年続いたデフレ、低賃金、低物価、低成長からの脱却と新しい資本主義の推進を強調されました。特に、賃金はコストではなく、人への投資であるという言葉は、地方自治体における雇用創出や、人材確保の課題に直結する重要な視点であると受け止めております。政府は、医療、介護、福祉、保健、教育などの公的価格を引上げ、900万人以上が働く公務員の分野で賃上げを主導する方針を示しています。これは官公需、公共事業や業務委託の割合が高い地方において賃上げの波及効果が大きいとされており、安芸太田町においても、公共事業や、委託業務の価格設定の見直しを通じて、地域内の所得向上と、雇用安定につなげる可能性があると考えております。また、GXやDXといった成長分野への官民連携投資についても、国が戦略的に支援を行うということで、地方における新産業の創出や、若者の定住促進に資すると期待されます。安芸太田町においても、森林資源や、再生可能エネルギーなど、地域資源を活かしたGX分野への参入可能性を検討すべきではないでしょうか。さらに、岸田前総理は、国民の一体感なくして経済も外交も成果を上げることはできないと述べられておりました。これは、町民の皆様との対話と、協働を重視する私たちの町政運営にも通じる理念であり、政策形成において、住民参加型のアプローチを一層強化する必要性を再認識するものであります。地方においても、対立ではなく、協調を基盤とした議会運営と、政策形成が求められていることを示唆しています。以上の講演内容を踏まえ、安芸太田町においても、国の政策動向を的確に捉え、地域の実情に即した施策の展開を図るべきだと考えます。特に、賃上げを起点とした地域経済の好循環、GXDX分野への参入、住民参加型政策形成の推進について、町としての具体的な対応を検討していただきたいと御提案いたします。前置きはこれぐらいにしまして、質問に入らせていただきます。橋本町長は、5年前の選挙で、私は、長年の停滞を吹き飛ばす、新しい風の役割を担うべく、全力で頑張る決意ですと述べられて、人口維持を最優先課題と位置づけ、地域循環型社会の実現を目指し、安芸太田町の魅力を再発見し、次世代に継承するとして、次の五つの柱からなる政策パッケージを提示されました。その内容ですが、ちょっと読み上げます。人口維持大作戦と呈して、この町に移

って3年、家族とともに生活をしながら、住民の1人として、強く感じたことが二つあります。一つは、この地域は、皆さん方が思う以上に魅力的だということ。そしてもう一つは、もっと本気で人口減に歯止めをかけなければいけないということです。次の世代に安芸太田を残すために、地域循環型社会の実現を目指し、橋本は最優先で取り組むべき政策として、人口維持大作戦を提案します。1番目、もっと町民の声を町民主役の町政の推進とうって、毎年150名ずつ人口が減り続ける安芸太田町。この危機的な状況を解消するために、もっと町民の力を借りるべきと思うのですが、例えば、生涯活躍のまち加計拠点整備、戸河内インターチェンジ道の駅再編、筒賀の公的施設の統合等々、町民の知らないうちに、物事が決まることが多いように感じます。町民のまちづくりへの参加なくして、町の活性化はあり得ません。情報公開や住民参加の手法を規定するまちづくり基本条例の制定、そして情報の一方的な伝達ではない双方向で膝詰めで議論できる町民懇談会をきめ細かく開催。2番目として、空き家は資源、安芸太田町らしい住宅の確保とうって、人口を維持するためには、転入者を増やさなければなりません。しかし、安芸太田町はすぐ移り住める家が少ないのが現状です。田舎暮らしを希望する方々は、多くの場合、田舎らしい家に住みたいものです。空き家の徹底的な有効活用で、移住促進とまちの魅力向上をダブルで進めます。町が空き家を積極的に集め、リフォームを施した上で、賃貸として提供する。町内在住者も対象とする。リフォーム代を回収した後に、定住者には安く譲渡するという政策。そして3番目、太田川源流域あきおた、安芸太田らしく働く場所の確保とうって、住居の確保は働く場の確保が、移住の確保は、働く場所の確保が必要です。そのためには、町の最大の資源である自然を使った産業の活性化が不可欠であります。安芸太田町は広島市民の命を支える太田川が流れ、全国規模で有名な三段峡もあります。これからの資源を使った観光産業を活性化させ、癒やしと元気を提供する太田川源流域あきおたと売り出します。また、自然を使った産業として農林業の活性化も重要です。林業の活性化は、安芸太田町が守るべき自然環境の保護にもつながります。さらに、太田川源流域の水を使った農産物を広島市民の体に合った安芸太田町プラントとして宣伝し、広島へ流通を広げます。手始めに三段峡周辺を整備し、交流人口の増大を目指す。それを起点に戸河内インターチェンジ道の駅を核に筒賀加計への波及を目指す。安芸太田町丸ごと遊び場構想と言ってます。森林環境税による小規模林業の支援、農業の専門職を配置、農産物の収集システムの確立としております。4番目は、誰もが行きたいところへ出かけられる町、高齢者に優しい町、病院や介護施設、お店など、それなりにそろっている本町ですが、特に高齢者の場合、そこに行くまでが大変という声をお聞きします。また、高齢者に限らず、広島市から遠いとか、町内での移動手段が少ないという声もよくお聞きします。住みやすい町の第一歩は、誰もが行きたいところへ行ける移動手段の確保であります。また、過疎が進む地域だからこそ、不便を解消するため、情報通信技術ICTの利用、利活用も積極的に取り組むべきであります。公共交通体系の見直しとタクシー助成の充実を、また、高速道路料金の補助事業を在住者にも拡充、安心して通れる国道の整備、ICTの利用を通じた町民生活の利便性の向上とうってます。5番目として、住民の命の守る町、災害対策、危機管理の充実と。近年災害が多発し、その被害も年々大きくなっているように感じます。本町においては、ここ数年は大きな災害に遭っていませんが、ひとたび災害が発生すれば被害は拡大しやすい地域と言えます。住民の命を守るのは、町の最も基本的かつ重要な役割です。その役割を果たすために、改めて災害対策、危機管理体制の充実を図ります。町内の避難場所の再チェック、広域避難所の確保、危機管理室の設置、危機管理専門官の配置、以上のような、このような政策を掲げて、多くの町民の期待により、橋本町政が始まったわけがあります。この生活パッケージは、人口減少という、構造的な課題に対し、住まい、仕事、交通、安全、住民参加の五つの柱で包括的にアプローチするもので、町民の暮らしに寄り添いながら、持続可能な地域社会の再構築を目指そうとしております。政策の成果については、皆さん御存

じのように空き家の改修や交通支援など、町長が掲げる生活には確かな成果が見られます。実際もりみんハイツの入居、空き家を活用して移住された御家族もおられ、定額タクシーもりカーなどの交通支援も現実化しております。しかしながら、人口維持の根源である根幹である雇用の創出については、依然として、十分とは言えず、人口減少に歯止めがかかっていないのが現実であります。町内に持続可能な働く場所を生み出すためには、林業、観光、企業支援、人材確保の各分野で戦略的な制度整備が必要であります。橋本町長が目指す人口維持大作戦の中で、特に働く場の確保、地域産業の活性化について、そして地域とともに成長する企業を育てる視点からの企業誘致促進条例の見直しと、人材確保支援制度の創設について、一問一答方式にて質問させていただきます。まず、質問の1であります、林業観光産業による雇用創出について質問します。森林環境税を活用した小規模林業支援の成果はどのように評価されているのでしょうか。そして、若者や移住者が林業に参入しやすくなるような研修制度や就労支援策は整備されているのでしょうか。また、町長は、就任早々の令和2年6月議会で、町が主導で小規模、小規模木質バイオマス発電や、木材加工産業等の創出をし、安芸太田町の木材加工製品を売り込むなど、しっかりと取組みたいと言われておりますが、その後の取組について伺います。次に、観光産業です。まち丸ごと遊び場構想の進捗状況と、観光関連事業者による雇用創出の効果について、具体的な成果をお聞かせください。観光ガイド、宿泊業、夜間飲食店への移動手段など、地域雇用につながる職種の育成支援についても、町としてどのような取組をされているのかお答え願います。また、現在ライドシェアを毎週金曜日に運行していますが、低迷しております。原因として、日中はもりカー500円と価格に大きな乖離があり、夜間移動とためらっている状況があるのではないかと推察します。仮にもりカーと同じような制度で毎晩運行できれば、気軽に夜間移動が可能となり、飲食店利用増加が見込めること、これは明白であります。町に交流の促進に伴うにぎわいの創出を図る夜の営業は利益率も高く、新しい店舗が出てくることが見込めます。町民満足度と地域経済活性化を図れるライドシェアの見直しについて伺います。以上答弁をお願いします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。雇用促進に関係することで小規模林業、そして観光、さらにはライドシェアまで、御質問頂きました。冒頭、私の最初の所信表明を御紹介頂きました。お聞きしながらですね改めてこの5年間にいろいろあったなというのを思い出しながら、様々積み重ねてきたところもありますけれども一方でまだまだできてないところもあるということで、改めて就任当初の初心を思い出させていただいたところがございます。そのうえでまず小規模林業について、これは昨日からお話をさせていただいてるとおりでございます。産業振興というよりは安芸太田町らしい働き場の確保ということがどうしても強い施策ではございますけれども、こちらについても包括的な取組、研修やあるいは作業道の補助事業なども含めてですね、取組をさせていただいて、現在まで9名、町内で活動される方がおられるわけですが、改めて9名、数としてはまだまだではございますけれども、ある意味一つの固まりがようやくできたなというふうに思っているとでございます。実際のこの9名ほぼ若い方々あるいは移住された方が多くてですね、議員御指摘の若者や移住者が林業に参入しやすくなるような取組というのはまさにこの自伐型林業の大きな役割だと思っておりましてそういった意味では一定の成果があったというふうに思っております。こちらについては、いよいよ次の段階、これも昨日話をしました。実際に事業として、町の中で定着していただく取組ですとか、あるいはさらに、安芸太田町らしい林業あるいはこういう過疎地、さらに言うと、木材価格が低迷する中で、どうやって補助金にできるだけ頼らないでできる林業が、確立できないかという取組を進めていければなというふうに思っている

ところでございます。また木質バイオマス発電についても御質問ございました。こちらは現実には、実は町内で事業実施の可能性について検討されている事業者がおられました。その事業者が適地調査ですとか、電気事業者、電力会社へのですね、接続検討を具体的に検討されていたというところでございます。ただ最近はですね、燃料となる木材の不足あるいは発電施設の高騰と現状の物価高騰の影響もあってですね、なかなか思うように検討が進んでいないというふうに聞いております。ただ、これ諦めず引き続き検討されるということでございまして、我々としてもできる協力はしっかりとさせていただきたいと思っております。また、町内の木材加工については、現状は森林組合さんが中心に取組をされておられます。この森林組合さんについてもですね、この木材の加工事業については、林業総合センターを改修されて、令和5年11月からクラフト工房として事業拡大されているところでございまして、雇用も増やされたというふうに聞いております。引き続きこういった取組を進めていきたいと思っておりますし、地元の取組という、お玉ですね割り物事業などもされておられるところございますので、これを今、つくるだけではなくて、観光ツアーとしても、また組めないかなという取組をさせていただいておりますので、そういった形で、引き続き展開を進めていきたいと思っております。また、まち丸ごと遊び場構想の御紹介も頂きました。これは私としては、本町というのは、観光スポットだけではなくて、いろいろなところで本町楽しんで頂く、あるいは遊んで頂ける地域たくさんありますので、そういうところをどんどんつくってきたいという思いでお話をさせていただいたものでございます。現在のまち丸ごと遊び場構想という名前は使っておりませんが、考えとしては、その考えのもとですね、様々な取組を展開しているところでございまして、実際に温井ダムはこれもいつもお話をさせていただいておりますSUPカヤックに加えて、ウェイクサーフィンなど新たな楽しみも増やしながら湖面利用を進めているところでございまして、最近サウナやインフラツーリズムも加えさせていただいているところでございます。また三段峡もSUPカヤックは従来から楽しんでおられましたけれども、改めてシャワークライミングという新たなアクティビティーや学術的な体験も御案内できるスポットに変わりつつあるところでございます。ほかに、龍頭峡、杉の泊キャンプ場では、町外の子供さん集めた体験型のキャンプが最近盛んに行われているところでございまして、今後はサイクリングを、サイクリングができる地域として、町内の様々な地域で遊んで頂けるような取組も進めているところでございまして、雇用の関係もそういった意味では増えているところでございます。ちょっと時間長くなっておりますが、最後に夜間のにぎわいをつくるという意味で、ライドシェアについても御指摘を頂きました。これ御指摘のとおり、もりカーを運用していない19時以降の移動手段をカバーするために、週1ではありますけれども、金曜日、19時から23時、町外事業者に御協力頂きながらですね、夜間のタクシー事業を進めさせていただいてるところでございますが、残念ながら、現状1日平均0.7回の利用ということで、低迷しているというところでございます。この点についてはですね事業者も問題意識を持っておられるようでございまして、これ事前予約ができないこととか、あるいは運行日が金曜日だけだというようなこと、利用が低迷していることについての事業者なりの幾つかの要因も推察されているところでございます。ございまして、実際にどうなのかということ、国の補助事業を活用して、今後アンケート調査などを行われるというふうに聞いているところでございます。その上で、議員の御提案としてライドシェアの料金についても、もりカーと同様の支援をしてはどうかという御指摘を頂きました。確かにそういった運用すればですね、利用が増える可能性もありますし、飲食業を含めた夜のにぎわいづくりにも貢献するものというふうに思っておりますが、そのためには、実は今回補正予算で介護タクシーについては同様の取組をしようと思っておりますが、その取組とは異なって、このライドシェアについては町外の事業者を、ある意味、もりカーと同様の補助事業の対象とするということについて、町内の事業者も含めたですね、幅広い理解を頂く必

要があるというふうに感じているところでございます。そういったことで議員の御提案も含めてですね、事業者や町内の関係者とも協議をさせていただきながら、よりよい交通体系の確立に向けて取り組んでいきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

津田議員。

○津田宏議員

はい、観光等全般にわたって着実に成果を出されているようには思います。小規模の木質バイオマスですけれども、円安の影響でかなり業者も苦しんでおるみたいですが、この事業は本当に9割を占める我が町の画期的な産業に発展する可能性が十分あるとは思っております、これ事業者だけではなかなか実現できない。津和野町のように、官民一体となって、安芸太田町の山をきれいにし、そしてそれから産業を興していくと。必要だと思います。町内の土地の紹介であるとか、あと地域の調整とか、一步踏み込んだ協力をしてもらいたいと思います。また日本版ライドシェアについてはですね、前の国交大臣のお墨つきで始めた事業ですが、町外事業者は、補助対象となるということを、ちょっと引っかけるとするように聞こえたんですが、それよりか町民に対しての支援と考えていただきたいと思います。もりカーの支援を行うことによって、夜の商店あるいは飲食店の活性化が始まるんじゃないかと思います。皆さん方も、随分通っていただけるような環境づくりができると思います。町外業者と言われましても、週1回で車も人も出してですね、赤字覚悟でこの企画に参加されとる業者と聞いております。それを失敗で終わるわけにはいかないと私は思っておりますので、きっちり実績が残るような支援をするべきだと思いますので、よろしく、よろしくはいけん、そういうふう考えております。続いて、次の質問に移ります。企業誘致促進条例の見直しと支援制度の妥当性について質問します。安芸太田町では、地域経済の活性化と雇用創出を目的として、平成20年度に企業誘致促進条例を制定しました。しかしながら、近年の人口減や産業構造の変化、働き方の多様化といった社会情勢の変化に伴い、現行の条例の実効性や柔軟性について再評価をする時期が来ております。そこで次の点についてお伺いしたいと思います。まず、これまでの企業誘致の実績についてです。誘致した企業の業種や雇用人数、地域経済への具体的な波及効果についてデータがあるのか。また、誘致後の企業の定着率や撤退率についても教えていただきたいと思います。次に、現行の支援制度の妥当性についてです。補助金や税制優遇、施設提供などの支援措置に伴う財政的な負担は適正なのか。また、これらの支援内容が実際に企業のニーズに合致しているのかについても説明をお願いいたします。さらに、安芸太田町の豊かな自然や環境資源、農林業と連携した企業誘致の可能性や地元高校や地域おこし協力隊と連携した人材育成や起業支援の仕組みについて検討されているか、お伺いします。最後に、条例の見直しに向けた検討体制についてですが、役場内には検討会や有識者会議など、条例改正に向けた議論の場は設置されているのでしょうか。その運用状況についてもお答え願います。企業誘致は、まちの未来を左右する重要な政策です。単なる誘致にとどまらず、地域とともに成長する企業を育てる視点が求められます。条例の見直しを通じて、より持続可能で、地域に根差した、企業誘致の仕組みを構築することを提案いたします。町長の見解を伺います。答弁をお願いします。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい、企業誘致促進条例の見直しと、新制度の妥当性ということでの御質問でございました。まず1点目でございます。企業誘致促進条例の成果と課題の御質問でございます。本町の企業誘致は、平成20年に企業誘致を促進する条例を制定し、本町における企業誘致の促進、既存企業の活性化を図るため、町内に商工業施設などを新設または増設する者に対して、奨励の措置を

行い、企業の進出または規模拡大の誘発を図り、雇用機会の創出による、定住促進及び本町経済の活性化に資することを目的としたものでございます。平成20年以降、11社の企業が本町で創業していらっしゃいます。条例により支援した企業のうち、製造業4社、ホテル関連で4社、その他企業で3社、合計で11社となっているところです。また、新規雇用者による奨励金として支援を行っておりますが、20名の新規雇用の実績がございます。企業誘致による地域経済の波及効果の具体的なデータはございませんが、新規雇用は、本町に定住することが条件ですので、必ず町内の消費活動につながります。平成20年以降、企業誘致した企業でホテル関連で撤退した事例があります。また、もともと、本町で事業を行っており、事業を拡大するため、町内で土地を探していましたが、適地が見つからないため、町内での事業を断念されたという事例は何件か聞いているところでございます。2点目の質問でございます。支援内容の妥当性と、維持可能性、持続可能性の御質問でございます。現行の条例の支援では、2,700万円の固定資産投資を前提とし、2,700万以上の固定資産投資を前提とし、固定資産税、設備取得など土地取得など、新規雇用者に関する奨励金がありますが、設備取得は2,000万円、土地取得は1,000万円、新規雇用者制度では1名、初年度50万円、その後、20万円で支援期間を3年、また固定資産税に対する支援期間は8年間となっています。町の財政負担は短期的ではあるものの、これまでの定着率の面や、長期的に見れば、財政負担は軽減されると考えているところでございます。その反面、本事業所機能の移転あるいは小規模サテライトオフィス設置といった観点で、受皿となる施設や支援はありませんので、今後検討していく必要があると思っているところでございます。また、参入した企業の中では、支援制度があることも知らない企業もあり、制度内容の検討も必要であると認識しているところでございます。3点目の御質問でございます。地域資源と連携強化の御質問でございました。コロナ禍の影響で、リモートワークや分散勤務の動きが、実質活発化したことにより地域資源を活用することや、仕事も暮らしも満足できる勤務環境の充実、どの企業も目指しているところです。そのため、企業誘致に取り組む自治体は数多くあり、本町の強みも出していかなければいけません。県内においても、IT企業は中山間地域にサテライトオフィスを開設し、本社とリモートワークで仕事のやりとりを行う一方で、ITを用いたシステム開発や教育プロジェクトを通じて、地域の子供たちにプログラミングの出前講座を実施するなど、地域創生に貢献している事例もあると伺っているところでございます。また、地域おこし協力隊として、井仁地区で民宿業を始めておられます。地元加計高校では、探求学習に対し、企業が参入して支援を行ったり、また農林水産業との連携を現在行っておりますが、農業活動の課題に対し、企業をあっせんするなど、取り組んでいるところでございます。4点目、条例改正に向けた検討体制での御質問でございました。現在の企業誘致条例が、見直しが必要かどうかは他市町との比較するなどして検討する必要があると思いますが、まずは実態調査が必要と考えているところです。先ほど申したとおり、事業拡大のために、他市町へ移転された事業者がおられることは把握しているところ、騒音などによる土地の確保ができなかったと聞いており、本町には工業団地がないことも要因に挙げられます。企業誘致は地域経済の活性化を図るための重要な取組です。企業の誘致によって新たな雇用が生まれ、地域産業が多様化し、税収アップや地域ブランドの向上が期待できます。しかしながら、過疎化が深刻化する本町においては、人材確保の点で十分対応できない可能性がありますし、観光振興や水を活かしたまちづくりを標榜する本町として来ていただく会社については、イメージの点も含め、注意を払う必要があるかと思えます。こうした点を踏まえ、また事業の進捗を見ながら、今後、企業誘致に向けた制度設計の点検を、財政面からの視点も加えて進めていきたいと考えているところでございます。続いて、条例見直しに向けた町長の見解は、町長が答弁します。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

失礼いたしました。改めて最後に、条例見直しに向けた町長の見解ということでお答えをしたいと思います。今、産業観光課長も話をしたとおり、地域経済の活性化を図るという意味では、やはり重要な取組であるというのは私も同じ思いでございます。ただやはりこの企業誘致の条例も、できてから25年以上経っているということもあって、やはり見直しをするタイミングでもあるかなというのは私も思っているところでございまして、実は、やはり企業誘致そのものも、先ほど、産業観光課長のイメージの話などもさせていただきました。一言で企業誘致といってもいろんな内容については考えていく必要があると思っております。一つ気になっておりますのは、現行の制度で気になっているところは企業誘致に例えば成功した場合、税収効果として、固定資産税と法人町民税が町としては期待されるところでございますが、実は法人町民税は法人税の6%しか入らないから、法人税そのものの利益の23.2%しかかからなくて、そのうちの36%でございますので、ほとんど何ていうか残らないというところですが少ない状況が現実としてあります。では固定資産税に期待しているところでございますが、これは実は条例によって、現在、課税免除と補助金の交付を行っております。進出後8年間は、なかなかこれも期待できないということでございますので、期待できないというのが現実です。また経済活動も大きな企業であればあるほど町外企業との取引が多く、町内における経済循環は限定的になりますので、期待できる効果は唯一、ある意味町民の雇用機会の創出ということだけになってしまいかねないのが今の誘致条例の中身でもございまして、そういった意味では、町民を雇用していただけるか、あるいは雇用した方々が町内で生活していただけるかというのはやはり町としてはこだわっていかねばならないというふうに思っておりますし、そのような企業誘致条例というのはやはり、考えていく必要があるのではないかなというふうに思っております。今回、そういった意味では、取りまとめた総合ビジョンの中ではですね、産業振興の柱として観光を位置づけさせていただいておりますが、これはやはり観光業が今後の成長が期待される産業の一つだということもちろんありますけれども、投資が実は余り大きくなくてもですね、取組始めることができたりとか、あるいは小規模からでも始められるからこそ求人も、町内で対応できる可能性があるということも、我々としては思っているところでございます。その意味で改めて、本町は財政的にも厳しい状況にありまして、産業振興についてもある程度絞って取組をしていかなければ中途半端な対応になるということも恐れているところでございまして、改めて観光や地域資源を活かした産業の振興を柱とすることを我々としては意識をさせていただきながら、議員御指摘の内容についてもまた引き続きできる工夫を考えていきたいと思っているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

津田議員。

○津田宏議員

はい、こつこつと観光、誘致等々を得られるという意見でございますが、町長の今の話を聞いていると、大きな企業が来ても町内では対応できない。大企業が来るほど困るような話に聞こえたんですが、私が議論しているのは、法人税のことではなくてですね、人口減に歯止めをかける政策について問うている。町民を増やすための企業誘致を問うておる。人が増え、交付金も税収も増えます。企業誘致しても、従業員になる人が地元にはいないので、結局は町外から通勤と言われますが、雇用促進住宅など、町内で住む働きかけをするとか、奨励金を地元に住住する人数に、比べてですね、要するに人が住むことが目的なので、その人数が、少なかったら、奨励金を減すとか、そういう形で条例改正をするべきじゃないかと考えております。また安芸太田町では、町民が1人増えるということで増えるということは、60万から70万1人につきね、交付税が増加につながっております。また、地域のコミュニティも活性化するし、人

が増えることによって商店も活性化いたします。地元事業所の職員が地元で住んでくれるような政策が必要と考えております。他の自治体のまねだけではなくて、安芸太田町独自の条例、山林を中心とした企業の誘致であるとか先ほど言ったバイオマスですね。IT企業のサテライトオフィスの企業誘致などで、人口を維持を行うための条例が必要であり、また条例こしらえるだけではなくて、町長のトップセールスですね、そういう企業を誘致していただきたいというふうに考えております。次の質問に移ります。3番目ですね、人材確保支援制度の創出について。広島市ですね、中山間地域における中小企業の人材確保支援事業というのが、今年の4月から始まっておりますが、この制度では、採用活動費、職場環境整備費、企業PR費などに対する補助制度が導入されており、広島市の条例では、トイレ改修などの職場環境改善に最大300万、新規雇用者、数に応じて最大120万、企業PR費用に最大30万の補助が実施されております。安芸太田町でも、これらの制度を参考にして、町内企業が人材を確保しやすくなるような、支援制度を創設する意向があるのか伺います。また安芸太田町企業誘致促進条例では、指定事業者が、先ほど課長の説明にありましたが新規雇用者を3人以上雇用した場合、奨励金を交付する制度が設けられています。しかし、現行の運用では、町内に移住する派遣社員が、この新規雇用者に含まれないとされており、制度の趣旨と、現在の雇用形態と乖離が見られます。条例制定時の背景と、雇用形態の変化、条例制定当時、派遣社員という雇用形態が一般的でなかったことを踏まえ、制度設計にその配慮がなかったのではないかと。現在では派遣社員も地域に移住し、生活基盤を築く重要な労働力になっている。町としてその認識はあるのか。条例の目的が定住人口の増加であるならば、町内に移住する派遣社員もその対象として含めるべきではないのか。派遣社員が町内に住み、地域活動に参加している事例がある場合、制度の対象外とするのは非常に不合理ではないか。派遣社員を新規雇用者として認定するための基準、移住体制とか、雇用期間などを設けることで、制度の柔軟性を高めることは可能であるか。他自治体における類似制度の運用事例を参考に条例改正の検討を行う予定はあるのか伺います。雇用の多様化が進む中で、制度の硬直性が企業誘致や、定住促進の妨げとなる可能性があります。町内に住む派遣社員を含めた柔軟な制度設計を行うことにより、有効性のある企業誘致政策へ進化させることを提案いたします。町長の見解を伺います。答弁をお願いします。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

続いて人材確保、支援制度の創設ということで、町内企業が人材を確保しやすい支援制度の創設の意向はということでございました。町内における職場環境の整備につきましては、コロナ関連の国の交付金により、町内事業者に対し、ある程度の整備を頂いたものと思っております。また、事業継承や新分野進出につきましては、がんばるビジネス応援補助金において支援を行っているところです。ホームページやパンフレットなどの企業をPRする企業につきましては、商工会が主体となって、小規模事業者支援推進事業として、町内企業や、食事関連のPRなども行っておられ、町も支援した経緯もあります。しかしながら、広島市の中小企業支援事業にもあるように、既存事業者の取組を支援するという面から考えますと、引き続き検討が必要であると思っております。支援を受けた企業もmorica加盟店として町内企業として頑張っていたいただきたいと思います。企業誘致条例における、新規雇用者奨励金の派遣社員の適用についての御質問でございました。企業誘致条例において、派遣雇用を新規雇用の対象として明記している事例は、現時点で、県内自治体では皆無であり、全て直接雇用による常勤労働者が対象となっております。派遣社員であっても、町内に居住し生活し、地域活動に参加している方が存在していることは承知しているところで、すし、地域社会における貴重な構成員であると考えているところです。企業誘致促進条例の目

的は、一つに定住人口の増加は掲げられており、町内に実際に居住している派遣社員を制度の対象に含めることについては、雇用期間など一定の要件を求めることも含め、今後の検討課題と考えているというところでございます。私からは以上でございます。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。改めて派遣社員の適用についてということで御質問頂いております。内容について産業観光課長がお答えしたとおり、今後の検討課題として考えていきたいと思っております。その前に一言。先ほどの企業誘致の関係で、大変大きいところの誘致が後ろ向きだというふうにとらえられているのであれば改めて訂正をさせていただいて、我々としてはもちろん大きいところも小さいところでもですね、企業誘致チャンスがあればぜひトライしていきたいというのはもう間違いないところでございます。ただ、その内容について、より町にとってプラスになるような取組ですとかあるいは町にとって例えばイメージアップにつながるとか、そういった今日的な対応というのをやっぱり考えていく必要があるという思いで少し述べさせていただきました。その上で、派遣社員の適用、これはそうは言いながらも実は県内では、こういった派遣社員に対する支援というのはまだないという話も聞いております。先ほども申しましたように、町としてやはり町内に住んで頂くというのがやっぱり大きなテーマだと思っておりますのでその点は、現状の派遣社員が住んで頂いているというのは大変ありがたいと思っておりますが、何分、雇用契約も不安定でございますので例えば派遣社員が変わるたびにそういう支援を例えばさせていただくのかどうかというところは少し考えるところでございまして、できれば派遣社員さんを正規職員として採用していただけると、我々としてはありがたいと思いながら、ただ、会社は会社でいろんな状況もおありなのだと思います。我々として、少し検討課題として、これは勉強させていただければなというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

津田議員。

○津田宏議員

はい。派遣社員についてですね、ちょっと私の知る限りでは、派遣社員が全国の3割を占めるような時代が来ております。それと、1か月2か月で変わるのは正社員が結構多いんですよ。派遣社員においては、長く勤める方結構おられます。そして、一応、派遣法では3年で切替えになっとなってますかな。切替えたら次の派遣社員は入ってくるような形。だから、それに対して町内で住む人の人数は維持できるんじゃないかと私は思いますし、そういう県内に行政としてやっとなるところがないからというんじゃないしに、本当に合理的かどうかで判断していただきたいと思います。ぜひともですね、人を増やすために、そういう要望がある企業も話は聞いております。そういう要望がある限りは条例を改正して、それに対応していくべきだと。そして、ころころ変わるような社員でしたら、その給付金は出さない。奨励金はね。というような、条例整備をしていただいて対応すべきだと思っております。次の質問移ります。制度改正創設に向けた体制と成果の指標について。制度の見直しや新制度創設に向けて、役場内検討会や有識者会議の設置予定はあるようですが、パブリックコメント制度などを活用し、町民や企業の意見を反映する仕組みは整備されているのでしょうか。そして、人口維持大作戦における雇用創出のKPI、雇用数、定住率、事業者数などを設定されているのか。定期的な雇用と町民との共有体制についても、町の方針を伺います。答弁をお願いします。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい、制度改正・創出に向けた体制と成果指標についての御質問でございました。現行制度の点検もありますが、町内事業者の皆様が働きやすく、またお客様を受入れやすい環境づくりやPR活動も必要でございます。以前、若い世代の方々と意見交換会を行いました。引き続きそういった場をつくるとともに、商工会では、各種部会がございますので、その辺りから現状を認識してまいりたいと考えているところでございます。安芸太田町総合ビジョンでは、地域資源を活かした産業として、まずは、観光業を柱とすることを示すとともに、そのKPIとして、観光消費額を、また雇用の確保という点では、地域資源を活かした産業の担い手育成を掲げており、KPIとしては、農林業従事者数を掲げているところでございます。町といたしましては、産業振興という点では観光や一次産業のほうが可能性が高い。あるいは、他地域に比べて比較優位にあるという考えから、総合ビジョンにも位置づけたところですが、それ以外の分野においても、企業誘致の可能性があれば、また、議員各位の御指導も頂きたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

津田議員。

○津田宏議員

はい、そういう体制で進めておられるということで今後も努力していただきたいと思います。最後になりますが、人口維持のためには、住まいと交通に加え、働く場所の確保が不可欠であります。農林業、観光、IT企業支援、人材確保、企業向けの住宅支援を通じて、町内持続可能な雇用を生み出すことが若者や移住者の定住につながります。町長の最優先課題に掲げる人口維持大作戦が、信に実効性のあるものとなるよう、雇用創出に向けた制度整備と戦略の再構築をここに強く求め、質問を終わります。ありがとうございました。

○中本正廣議長

以上で10番津田宏議員の一般質問を終わります。通告による一般質問は全部終了しました。これで一般質問を終わります。以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会いたします。

○河野茂議会事務局長

御起立願います。一同互礼。

午前11時56分 散会
